

# 令和8年度和歌山県産ブランド和牛取扱飲食店応援イベントフェア企画運営業務仕様書

この仕様書は、和歌山県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「和歌山県産ブランド和牛取扱飲食店応援イベントフェア企画運営業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

## 1 事業名

令和8年度和歌山県産ブランド和牛取扱飲食店応援イベントフェア企画運営業務

## 2 業務目的

和歌山県産のブランド和牛（熊野牛、紀州和華牛 以下「県産ブランド和牛」という）の更なる生産振興、活性化を図るため、以下の目的に沿った業務を実施する。

- (1) 県内外への和歌山県産のブランド和牛の認知度を飛躍的に向上させる。
- (2) 県内で県産ブランド和牛を楽しんで味わえるような体制を構築し、県内における魅力コンテンツの一つとして定着を図る。
- (3) 生産から流通に至る県産ブランド和牛全体の好循環を生み出していく。

## 3 業務概要

県産ブランド和牛を取り扱う飲食店、小売店及び宿泊施設等を対象に県産ブランド和牛を活用したメニュー開発及び提供を行うフェア並びにフェアを盛り上げるためのイベントの企画、PR、開催、運営を効果的に行い、県産ブランド和牛を取り扱うフェア参加店舗への集客につなげていくことで県産ブランド和牛の認知度を向上させ、県内での流通、消費を拡大させる。

## 4 業務内容

甲と協議の上、次の業務を行うこと。

- (1) 県産ブランド和牛全体の県内外での認知度向上に向けたPRプランの提案  
本事業を通じて、県産ブランド和牛の県内外への認知度を向上させ、県内での流通、消費の拡大を図っていく上で実施するイベント、フェア運営を含めた全体のPRテーマや企画を提案、実施すること。
- (2) フェアの企画、運営、実施  
県産ブランド和牛の認知度向上及び消費拡大を図るための県内の飲食店、小売店及び宿泊施設等を対象としたフェア全体の企画、運営を行うこと。
  - ア) 開催時期（予定）  
令和8年9月上旬～11月下旬の約3ヵ月間
  - イ) フェア参加店舗の確保  
県産ブランド和牛を取り扱う県内店舗の募集、調整、選定、確保を行うこと。  
なお、店舗の募集は5月下旬～7月上旬頃まで（（4）PR資材の作成に間に合う日程）とするため、受託後速やかに取り掛かること。また、県内の飲食店に広く周知するための具体

的な方法（チラシ、プロモーション動画、広告等）を提案・実施すること。

ウ) フェア企画・運営調整、実施

県内外の消費者が県産ブランド和牛を認知し、県内を楽しく味わいながら周遊できるフェア企画を提案するとともに、参加店舗等との調整を含め、フェア全体の運営を行うこと。  
なお、内容については、消費者がフェアを特別に感じ、店舗に足を運びたいくなるような要素を必ず盛り込むこと。

（例：県産ブランド和牛プレゼントキャンペーン、周遊スタンプラリー（WEB）等）

(3) イベントの企画、運営、実施

県産ブランド和牛を含めた県産主要畜産物の認知度向上及び消費拡大を目的とした店舗参加型イベントの企画、運営、実施を①メインイベント、②サブイベントとして、以下のとおり行うこと。

ア) 開催時期および開催場所の提案

①開催時期：令和8年9月下旬～10月上旬（予定）の期間のうち、日曜、祝日の1日間

開催地域：和歌山市内（原則屋外での開催を想定すること）

開催規模：参加店舗数 10店舗から15店舗以上

②開催時期：令和8年10月中旬～11月下旬の期間のうち、1日開催で、最低1回以上

開催地域：認知度向上や消費拡大に効果的なエリア、場所（和歌山市以外）を提案すること

開催規模：開催場所等に応じて甲と協議して決定する

イ) 開催場所の提案

県内外から多くの一般消費者等が参加しやすく、安全、安心に運営できる開催場所を提案すること。

ウ) イベント参加店舗の確保

イベントに参画する飲食・販売する店舗の募集、調整、選定、確保を行うこと。

エ) (2) のフェア開催の告知を含めた内容をイベント企画に盛り込むこと。

オ) 県内外から多くの一般消費者が参加したくなるようなイベント企画の立案及び運営、実施を行うこと。

カ) 一般消費者だけでなく、県産畜産物を取り扱う飲食店、仕入れ関係者等との商談等にもつながるような内容を盛り込むこと。

(4) PR資材の作成（デザイン含む）及び配布

ア) PRパンフレット（A3二つ折りチラシ）

規格：カラー印刷

掲載内容：写真、ロゴ等を活用し、和歌山県産のブランド和牛の魅力を表現できるイメージでデザインすること。

※店舗紹介（例：県内マップへの落とし込み）

※参加店舗や料理等の写真については、乙により撮影又は調達すること。

※肉のイメージ写真、ロゴ等、可能な範囲で県から提供可能。その他、必要な情報がある場合は、乙により調達すること。

部 数：10,000部以上（県へ3,000枚納品、その他は乙により配布）

納品期限：8月中旬

納品場所：和歌山県庁 畜産課

配布エリア：和歌山県を中心とした近隣エリア

※配布先について具体的に示すこと。

イ) PRポスター

サイズ：B2

規 格：カラー印刷

掲載内容：写真、ロゴ等を活用し、和歌山県産のブランド和牛の魅力を表現できるイメージでデザインすること。

※ア) でデザインされたイメージとの統一感を保つこと。

※イベント・フェアの周知をメインとしたデザイン、構成にすること。

※肉のイメージ写真、ロゴ等、可能な範囲で県から提供可能。その他、必要な情報がある場合は、乙により調達すること。

部 数：1,000枚以上（県へ500枚納品、その他は乙により配布）

納品期限：8月上旬

納品場所：和歌山県庁 畜産課

配布エリア：和歌山県を中心とした近隣エリア

※配布先について具体的に示すこと。

ア)、イ) の条件

ア 本業務 ア)、イ) での校正は、3回以上、色校正は1回以上行うこと。

イ 本業務 ア)、イ) で使用する写真の解像度は350dpi以上、線画は1200dp以上とする。

ウ 本業務 ア)、イ) では、Illustrator（再編集可能なデータ）で制作し、PDFデータと併せて納品すること（DVD3枚）。

エ 掲載内容の詳細は、乙と甲において協議し、決定すること。

ウ) のぼりの制作

フェア参加店舗に配置するのぼり等を制作すること。なお、仕様は以下のとおりとする。

サ イ ズ：縦 1,800mm×横 600mm

色 数：フルカラー

生 地：トロピカル

加 工：四方三巻、防炎加工

チ チ：上部3か所、左側5か所

デザイン：甲と協議して決定。

枚 数：300枚

そ の 他：のぼり旗を設置する設備（ポール、注水台など）は150セット制作

納品場所：フェア参加店舗（募集に併せて希望を取る）、余りは畜産課に納品。

エ) その他

和歌山県産ブランド和牛の認知度向上・消費拡大に効果的で消費者に配布することを目的としたPR資材（ノベルティグッズなど）の提案（数量も含めて）及び制作、納品、配布を行うこと。

(5) 和歌山の和牛インスタグラムの更新 アカウント名： wakayamapref\_wagyu

更新内容：店舗情報・写真など

※参加店舗の料理等の写真については、乙により調達すること。

※基礎データ（店名、住所、電話番号、営業時間、定休日、駐車場、料理名、PR文等）は、(2)イ)により乙が調達すること。

※1週間に1回以上投稿することとし、受託後すみやかに開催期間中の投稿スケジュールを提出すること。

(6) SNSによるプロモーション

SNS（Youtube、Instagram等）をフェア・イベントの集客・拡散に効果的なプロモーション方法を具体的に提案すること。提案にあたっては、KPIを設定し、併せて提案すること。

(7) メディア等によるプロモーション

ア) 県内外（主に県内）での県産ブランド和牛の認知度向上及び県内での流通、消費の拡大に繋げるため、各種メディアを活用した効果的なプロモーション手法（例：CM展開、専門誌タイアップ、ターゲティング広告等）を提案、実施すること。

イ) パブリシティ活動の展開

県内外の飲食店利用者、一般消費者に向けた切れ目のない情報発信を行うため、各種メディア等に対して、本事業で作成するPR資材等を有効に活用し、イベント、フェア実施前から期間中も含めた継続的なパブリシティ活動を企画し、効果的に実施すること。

ウ) 実施日：県の記者発表日～令和8年11月末

対象エリア：和歌山県内を中心とした近隣エリア

内容：イベント、フェア開催の告知、県産ブランド和牛の魅力発信等

※告知手法と告知エリア、スケジュールを具体的に示すこと。

※SNSを活用する等、個人ヘリーチする情報発信の手法も提案すること。

素材は、県等が保有しているデータの提供可。乙で編集し使用すること。

(8) その他

(1)～(7)で作成する成果物はインバウンド消費も視野に入れた内容で提案すること。

※(1)～(7)の最終的なデザインについては甲との協議のもと決定することとし、事前に制作イメージ案を示すこと。

(9) その他、県内外での県産ブランド和牛の認知度向上及び県内への集客のために効果的と考える内容（PRイベント、PRキャンペーンの方法、内容等）があれば提案すること。

## 5 留意事項

- (1) 本業務による成果物については、その権利は甲に帰属することとし、甲による成果物の二次使用（ホームページへの掲載、その他の印刷物への掲載、動画の提供等）ができるものとする。
- (2) 当事業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの負担と責任において一切を処理すること。
- (3) 乙は、本業務の執行にあたって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (4) 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、甲に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は乙が負うものとする。
- (5) 甲が著作権を行使する場合において、乙は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (6) 乙は本業務に関する関連資料、デザイン等の諸権利の侵害に起因する又は関連する異議、請求、訴訟、損害賠償及びその他の事項について、甲に権利を譲渡した後においても、その解決に関する一切の責任及び費用を負担すること。

## 6 県との調整

- (1) 本業務に係る企画提案については、甲と調整しながら実施すること。また、見積に含まれていなものであっても、業務の目的を遂行する上で必要なものについては、甲と乙で協議の上、柔軟に対応すること。
- (2) 本業務の中で、企画提案や計画書、進捗状況報告書の作成が必要なものについて、甲から依頼があれば速やかに対応すること
- (3) 乙は、業務遂行にあたり甲と定期的な打ち合わせを行うものとする。
- (4) 本業務実施中に業務遂行に影響する不測の事態が発生した場合は、甲と調整のうえ、業務内容等について再度調整を行い、実施すること。

## 7 実績報告書

- 事業終了後、すみやかに実績報告書を提出すること。
- ・実績報告には実施内容と分析を詳細に記載すること。

## 8 その他

- (1) 契約金額には、本委託業務遂行に係るすべての経費を含む。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義、変更が生じた場合は甲と協議し決定。ただし、協議の成立が困難な場合は、県側の解釈による。
- (3) 乙が上記各条件に違反した場合は、甲が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。